賃金改善に関する項目

国においては、民間の高齢期雇用の実情を人事院が調査した結果を考慮し、給与水準は60歳前の７割水準となるよう制度設計したところ。

　本府においても地方公務員法に規定している均衡の原則を踏まえ、国の取扱いに準じた取扱いとするもの。

　なお、国においては、60歳超の職員の俸給月額７割措置について、定年の段階的引き上げが完成する令和13年度までに、人事院における検討を踏まえ政府が所要の措置を講ずることとされているところであり、本府においても、国家公務員における検討の状況を注視していきたい。

賃金改善に関する項目

地方公務員の給与は、地方公務員法において、職務と責任に応ずるものでなければならない（職務給原則）とされている一方、いわゆる基本給（給料月額）については、同一の職務の級の中でも一定の幅が設けられ、具体的な水準は勤続期間等勤務に関する諸要件を考慮して決定することとされており、同じ職務と責任を有する職員間でその額に差が生じることは予定されているものとなっている。

　給料月額については７割水準となっても職務給の幅の範囲内と考えているところ。

退職手当に関する項目

退職手当制度は基本的に国制度に準じて措置しているところであり、ご要求に応じることは困難。